

経 済 産 業 省

平成21年4月8日

各 位

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネ対策課

改正省エネ法に関する企業向け説明会のご案内
～ 省エネ法が変わります。平成21年4月から準備が必要です。～

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より資源エネルギー行政にご理解を賜り誠にありがとうございます。

本年2月に各事業者団体等あてに「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正に関する説明会についてご案内しましたところ、多数ご参加をいただき、誠にありがとうございました。

また、会員企業に対する周知につきましてもご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、改正省エネ法に関する事業者団体向け説明会に引き続き、本年4月下旬から6月にかけて全国9カ所において事業者団体等の会員企業向けの説明会の開催を予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の説明会のご案内について会員企業の方に周知いただけますようお願い申し上げます。

度重なるお願いによりご面倒をおかけして誠に恐縮ですが、改正省エネ法の重要性について何卒ご理解を賜り、ご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

改正省エネ法に関する企業向け説明会について

1. 開催日時・場所

地域	日時	時間	定員	場所
北海道	6月3日(水)	10:00~12:00	100名	北海道経済産業局第1会議室
	6月3日(水)	14:00~16:00	100名	
	6月5日(金)	10:00~12:00	100名	
	6月5日(金)	14:00~16:00	100名	
東北	6月5日(金)	14:00~	40名	東北経済産業局第1・2会議室
	6月11日(木)	14:00~	40名	
関東	4月23日(木)	14:00~16:00	500名	関東経済産業局講堂
	4月24日(金)	14:00~16:00	500名	
	5月21日(木)	10:00~12:00	500名	
	5月21日(木)	14:00~16:00	500名	
	5月22日(金)	10:00~12:00	500名	
	5月29日(金)	10:00~12:00	500名	
中部	4月27日(月)	14:00~16:00	50名	中部経済産業局2階大会議室
	4月28日(火)	10:00~12:00	50名	
	4月28日(火)	14:00~16:00	50名	
	5月12日(火)	14:00~16:00	50名	
	5月20日(水)	14:00~16:00	50名	
	5月21日(水)	10:00~12:00	50名	
	5月21日(水)	14:00~16:00	50名	
	6月2日(火)	14:00~16:00	50名	
近畿	5月1日(金)	14:00~	150名	近畿経済産業局第1別館大会議室
	5月8日(金)	14:00~	150名	
	5月15日(金)	14:00~	150名	
	5月22日(金)	14:00~	150名	
中国	6月2日(火)	10:00~12:00	80名	中国経済産業局第1会議室
	6月2日(火)	14:00~16:00	80名	
	6月3日(水)	10:00~12:00	80名	
	6月3日(水)	14:00~16:00	80名	
	6月4日(木)	10:00~12:00	80名	
	6月4日(木)	14:00~16:00	80名	
四国	5月18日(月)	14:00~	100名	四国経済産業局 (合同庁舎2階 アイホール)
	5月22日(金)	14:00~	100名	

九州	5月26日(火)	14:00～16:00	50名	九州経済産業局会議室（又は福岡市内会議場） ※別途、6/3,6/5 鹿児島開催検討中
	5月27日(水)	14:00～16:00	50名	
	5月28日(木)	14:00～16:00	50名	
	5月29日(金)	14:00～16:00	50名	
	(上記のうち 2～3日開催。調整中)			
沖縄	5月21日(木)	14:00～	30名	沖縄総合事務局経済産業部会議室（10階）
	5月22日(金)	14:00～	30名	

2. 対象者

企業全体で1年間のエネルギー使用量が1,500kl（原油換算値）以上が見込まれる事業者の方（詳細は「6. 改正省エネ法の概要」参照）

3. 説明会の主な内容

(1) 現行省エネ法の概要

(2) 改正省エネ法のポイント

- ①事業所単位から事業者(企業)単位への規制体系の変更
- ②フランチャイズチェーンの扱い
- ③エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任
- ④今後の手続スケジュール
- ⑤平成21年度に実施すべきこと
など

4. 申し込み方法

下記の資源エネルギー庁ホームページ（平成20年度省エネ法改正の概要）をご覧ください。

赤字にて記載してある「各経済産業局において改正省エネ法説明会実施中！詳細は以下をご参照下さい。」をご覧ください、各経済産業局ごとの申し込み方法に従い、お申し込み願います。

○資源エネルギー庁ホームページアドレス

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

5. 問い合わせ先

■北海道地方

北海道経済産業局エネルギー対策課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎

電話 011-709-0721 FAX 011-726-7474

■東北地方

東北経済産業局エネルギー課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

電話 022-221-4932 FAX 022-213-0757

■関東地方

関東経済産業局エネルギー対策課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話 048-600-0362 FAX 048-601-1297

■中部地方

中部経済産業局エネルギー対策課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

電話 052-951-2775 FAX 052-951-9801

■近畿地方

近畿経済産業局エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

電話 06-6966-6043 FAX 06-6966-6089

■中国地方

中国経済産業局エネルギー対策担当

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

電話 082-224-5741 FAX 082-224-5648

■四国地方

四国経済産業局エネルギー対策課

〒760-8512 香川県高松サンプォート3-33

電話 087-811-8535 FAX 087-811-8560

■九州地方

九州経済産業局エネルギー対策課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話 092-482-5474 FAX 092-482-5962

■沖縄地方

沖縄総合事務局経済産業部環境資源課

〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

電話 098-866-1757 FAX 098-860-3710

6. 改正省エネ法の概要

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正されました(施行日は平成22年4月1日を予定。ただし、平成21年4月から1年間のエネルギー使用量の計測・記録が必要となります)。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者が新たに義務の対象に加わることとなります。また、一定の要件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者単位のエネルギー管理と同様な管理義務が課されることとなりました。ここでは、省エネ法の概要と主な改正のポイントなどについて以下にご紹介させていただきます。

(1) 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)は、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

①改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければなりません。

②義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行なうことが義務付けられています。

(2) 今回の主な改正のポイント

① 指定基準の改正

○ 工場・事業場単位から企業単位へ

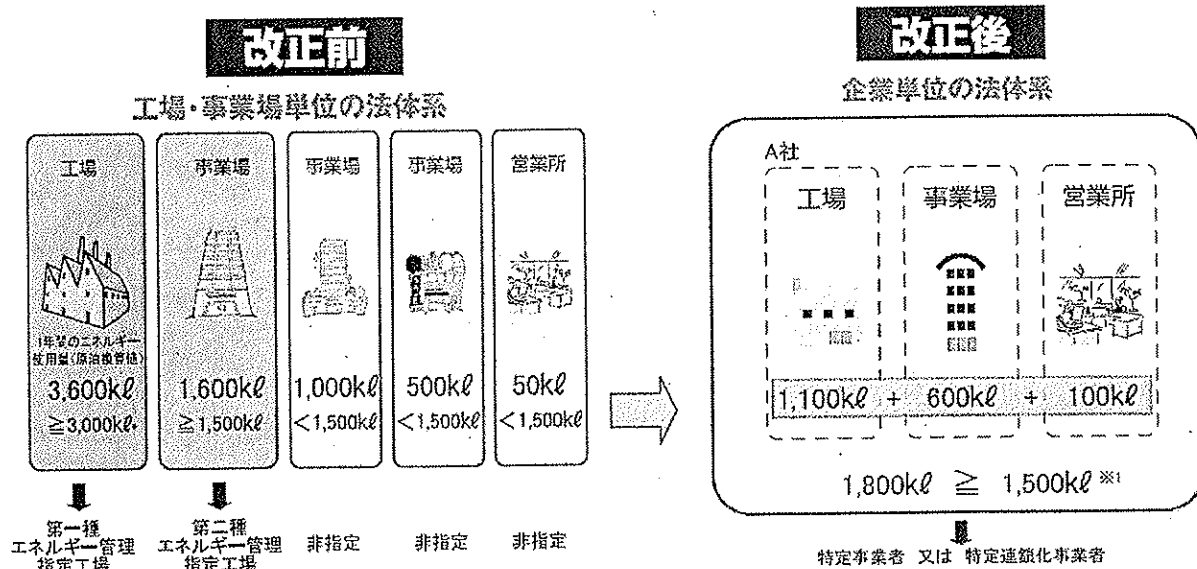
今回の改正（平成 20 年 5 月改正）では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kℓ 以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

○ 連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行なっている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kℓ 以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

② 報告書等の提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。



③エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）^{*1}をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

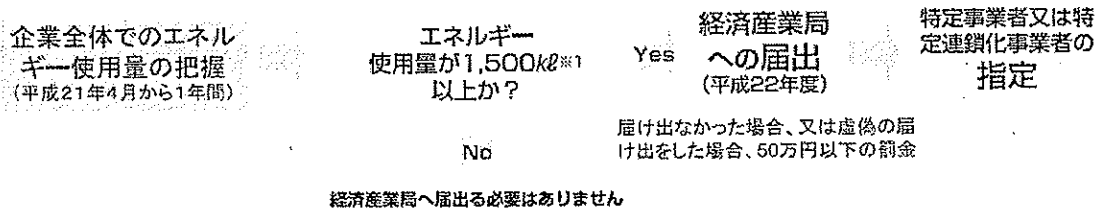
※1 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

(3) 企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

①エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量（平成21年4月～22年3月まで）を正確に把握し、1,500kℓ以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安			
小売店舗	約3万m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40店舗以上
オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	ファーストフード店	25店舗以上
ホテル	客室数300～400規模以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数500～600規模以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】 事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

②ポイント

- 平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量（原油換算値）を把握してください（例：電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握）。
- エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値へ換算してください。
 - ア 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。
 - イ アの使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ）を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量（熱量合計、GJ）を求めてください。
 - ウ イの年間の使用熱量合計（GJ）に、0.0258（原油換算kℓ/GJ）を乗じて年間のエネルギー使用量（原油換算kℓ）を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

③合計が1,500kl以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出て
 ください。燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的数値、集計用
 の簡易ツールは下記 URL を参照してください。

(URL) http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

簡易ツールの画

エネルギーの種類	使用量			換算係数		
	単位	数値	熱量 (J)	数値	単位	
原油	kl	0	0	38.2	kl/kg	
原油の蒸気コンデンサート(MGL)	kl	0	0	35.3	kl/kg	
軽油(ガソリン)	kl	0	0	34.6	kl/kg	
ナフタ	kl	0	0	33.6	kl/kg	
灯油	kl	0	0	36.7	kl/kg	
軽油	kl	0	0	37.7	kl/kg	
A重油	kl	3,808	129,342.8	39.3	kl/kg	
B+C重油	kl	0	0	43.9	kl/kg	
石油ガス(プロパン)	l	0	0	40.9	kl/l	
石油ガス(ブタン)	l	0	0	29.9	kl/l	
液化石油ガス(LPG)	l	0	0	50.8	kl/l	
石油系天然ガス	m³	0	0	44.9	kl/m³	
町内区	l	0	0	54.6	kl/l	
天然ガス	m³	0	0	43.5	kl/m³	
その他	l	0	0	25.0	kl/l	
石炭	l	0	0	25.7	kl/l	
揮発油	l	0	0	26.9	kl/l	
石油ガス	l	0	0	29.8	kl/l	
コールタール	l	0	0	37.3	kl/l	
コールスチーク	m³	0	0	21.1	kl/m³	
高炉ガス	m³	0	0	3.42	kl/m³	
転炉ガス	m³	0	0	8.42	kl/m³	
その他の燃料	m³	2,983	134,685.0	45.0	kl/m³	
工業用蒸気	kg	0	0	1.02	kg	
府県田舎灯の蒸気	kg	0	0	1.26	kg	
温水	kg	0	0	1.26	kg	
冷水	kg	0	0	1.26	kg	
小計①			264,027.8	6,811.9		
電気	一般電気事業者	kwH	14,918	148,712.5	9.87	kg/kWh
	一社電気事業者	kwH	5,314	49,313.9	9.28	kg/kWh
	その他	kwH	0	0	9.76	kg/kWh
	自家発電	kwH	()	()	()	kg/kWh
小計②	kwH	20,230	198,026.4			
合計②(①+②)			462,054.2			
原油換算 kl			11,921.0	0.0258	kl/kg	

以上で、省エネ法の概要と主な改正のポイントについてのご紹介を終わらせて
 頂きます。また、繰り返しになりますが、今回の改正に伴い、平成21年4
月から企業全体でのエネルギー使用量を把握して頂き、年間のエネルギー使用
量が1,500kl(原油換算値)以上となる場合には、平成22年度に「エ
ネルギー使用状況届出書」を管轄の経済産業局にご提出頂く必要があります。
 事業者の方々におかれましては遺漏無きようご対応頂けますようお願いい
 申し上げます。

1. 特定事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 P
- 【Q1-1】改正省エネ法を遵守するために、エネルギーを使用する事業者はいつから何
 を行えばよいでしょうか？
- 【Q1-2】事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となります
 か？
- 【Q1-3】社員が1名しか常動しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用を把
 握しなければならぬのですか？
- 【Q1-4】【A1-3】「総エネルギー使用量の1%」でいう総エネルギー使用量とはど
 ういったものですか？
- 【Q1-5】連結決算対象の子会社などのグループ会社について、どのような単位で届出
 の必要がありますか？
- 【Q1-6】営業車両等の使用エネルギー（揮発油・軽油）は届出の対象となりますか？
- 【Q1-7】工事現場は届出の対象となりますか？
- 【Q1-8】社員食堂、研修所、保養所は届出の対象となりますか？
- 【Q1-9】社宅、社員寮は届出の対象となりますか？
- 【Q1-10】住居と事業活動に用いられる部分が同じ工場等の中にある場合は、どのよう
 に届出しますか？
- 【Q1-11】ある時間帯は住居、ある時間帯は事業活動に用いられる場所については、ど
 のように届出すればよいでしょうか。
- 【Q1-12】海外法人は対象となりますか？
- 【Q1-13】1,500kl/年未満の特定事業者に指定されない事業者は、省エネ法の規制を
 受けないのでしょうか？
2. 特定連鎖化事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 P
- 【Q2-1】特定連鎖化事業者として指定を受ける必要があるのは、どのような事業者で
 しょうか？
- 【Q2-2】フランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしている場
 合、フランチャイズチェーン本部はエネルギー使用量をどこまで把握しなけ
 ればならないのでしょうか？
- 【Q2-3】フランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしている場
 合であって、その本部自らが設置している工場等のエネルギー使用量（原油
 換算値）が合計して1,500kl/年以上の場合については、特定連鎖化事業者

平成 21 年 3 月 31 日

資源エネルギー庁

省エネルギー対策課

だけでなく、特定事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？

【Q2-4】A社が行うフランチャイズチェーン事業が【A2-1】に示した条件を満たしており、当該事業の加盟店舗を複数設置している会社（B社）があり、そのB社が設置している当該事業の加盟店だけで年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年以上になる見込みです。この場合、B社は特定事業者の指定を受けなければならないのでしょうか？

【Q2-5】複数のフランチャイズチェーン事業を行っており、いずれも【A2-1】に示した条件を満たしている場合、その本部は複数の特定連鎖化事業者として指定を受けなければならないのでしょうか。

3. エネルギー管理者統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について・・・4P

【Q3-1】エネルギー管理統括者は、どのような者を選任しなければならないのでしょうか？

【Q3-2】エネルギー管理統括者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【Q3-3】エネルギー管理企画推進者は、どのような者を選任しなければならないのでしょうか？

【Q3-4】エネルギー管理企画推進者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【Q3-5】エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者は、本社で勤務している者でないとは選任できないのでしょうか？

【Q3-6】エネルギー管理企画推進者を、エネルギー管理者、あるいはエネルギー管理員と兼任することは可能でしょうか？

4. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について・・・・・・・・・・5P

【Q4-1】テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどのような範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか？

【Q4-2】エネルギー管理権限を有しているとはどのような状態をいうのでしょうか？

【Q4-3】テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよろしいのでしょうか？

【Q4-4】テナント専用部における推計手法とはどのような手法が考えられますか？

【Q4-5】区分所有のビルであって、オーナーが複数の場合は、どの範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか。

5. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書等について・・・・・・・・7P

【Q5-1】エネルギー使用状況届出書等の提出時期はいつ頃ですか？

【Q5-2】エネルギー使用状況届出書はどこに提出すればよろしいのでしょうか？

【Q5-3】定期報告書、中長期計画書はどこに提出すればよろしいのでしょうか？

【Q5-4】定期報告書につき、エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要がありますかありますか？

【Q5-5】中長期計画書を作成するにあたり、参画証明書は必要ですか？

6. 判断基準について・・・・・・・・・・8P

【Q6-1】判断基準の変更はありますか？

【Q6-2】判断基準に記載されている、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善するという努力目標は、工場等ごとに取り組むものでしょうか。

7. その他・・・・・・・・・・8P

【Q7-1】改正省エネ法にかかる説明会を行う予定はありますか？

【Q7-2】改正省エネ法の運用に係る詳細な内容は、いつ・どのような形で情報入手できますか？

【Q7-3】政令・省令・告示はいつ頃公布予定ですか？

【Q7-4】今回の省エネ法改正のもう一つの柱である「住宅・建築物」にかかる措置の改正内容についての問い合わせ先はどこですか？

1. 特定事業者の指定について

- 【Q1-1】改正省エネ法を遵守するために、エネルギーを使用する事業者はいつから何を
行えばよいでしょうか？
- 【A1-1】改正省エネ法により、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、平成22年度以降、企業全体でのエネルギー管理に変わります。したがって、平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における企業全体（本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所）のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年以上であれば、平成22年度に「エネルギー使用状況届出書」を各経済産業局へ届け出て、「特定事業者」、又は「特定連鎖事業者」の指定を受けなければなりません。このため、平成21年4月から平成22年3月までの1年間の事業者全体のエネルギー使用量の計測、記録を行ってください。
- 【Q1-2】事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となりますか？
- 【A1-2】本社、工場、支店、営業所など事業者が設置しているすべての事業所が対象となります。
- 【Q1-3】社員が1名しか常動しないような小さな事業所も含めてエネルギー使用を把握しなければならぬのですか？
- 【A1-3】設置している事業所であれば、エネルギー使用量が微量であってもすべて届出の対象となります。
なお、エネルギー使用量が15kl/年未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することもできます。ただし、一度に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量の1%未満に限り適用できることとします。
- 【Q1-4】【A1-3】「総エネルギー使用量の1%」でいう総エネルギー使用量とはどういったものですか？
- 【A1-4】15kl/年未満の事業所も含め、設置している事業所のエネルギー使用量を把握した際の事業者の総エネルギー使用量となります。
- 【Q1-5】連結決算対象の子会社などのグループ会社は、どのような単位で届出の必要が

ありますか？

【A1-5】子会社などのグループ会社であっても、各企業ごとに法人単位で届け出ている
だけのこととなります。

【Q1-6】営業車両等で使用したエネルギー（揮発油・軽油）は届出におけるエネルギー
使用量の算入の対象となりますか？

【A1-6】主に工場等の敷地外で走行する自動車等の移動体のエネルギー使用量は対象外
となりますが、工場等の敷地内のみを走行する移動体（例えば搬内専用フォー
クリフト）のエネルギー使用量は算入の対象となります。

【Q1-7】工事現場で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入の対
象となりますか？

【A1-7】工事現場、マシンショール販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、
劇団小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う工場等に
該当しないものについては、算入の対象外となります。
なお、常設の住宅展示場は、算入の対象となります。

【Q1-8】社員食堂、研修所、保養所で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー
使用量の算入の対象となりますか？

【A1-8】社員食堂、研修所、保養所などの社員の「福利厚生」に供している施設は算入
の対象となります。

【Q1-9】社宅、社員寮で使用したエネルギーは、届出におけるエネルギー使用量の算入
の対象となりますか？

【A1-9】住居部分及びその共用部分は算入の対象外となります。

【Q1-10】住居と事業活動に用いられる区画が同じ工場等の中にある場合は、どのように
算入しますか？

【A1-10】この場合、事業活動に用いられる区画のエネルギー使用量を分割して算入する
ことになります。なお、住居の区画と事業活動に使用する区画とのエネルギー
使用量の分割が難しい場合は、敢えて分割せずまとめて算入しても問題ありま
せん。

【Q1-11】ある時間帯は住居、ある時間帯は事業活動に用いられる場所については、どの
ように算入すればよいでしょうか。

【A1-11】当該場所が、主に住居として用いられている場合は算入の対象外となり、主に

事業活動に用いられる場合は算入の対象となります。

- 【Q1-12】 海外法人は対象となりますか？
- 【A1-12】 日本に所在する外資系企業等の場合、その事業者単位のエネルギー使用量 1,500kl/年以上である場合には、日本における代表者が届出を行う必要があります。他方、日本の企業が海外に工場等を設置している場合、その海外事業所は対象外となります。
- 【Q1-13】 1,500kl/年未満の特定事業者に指定されない事業者は、省エネ法の制限を受けないのでしょうか？
- 【A1-13】 事業者単位のエネルギー使用量が 1,500kl/年未満の場合、その事業者には定期報告書・中長期計画書の提出やエネルギー管理統括者の選任などの特定事業者に係る義務は適用されません。
- なお、エネルギーを使用する者は、特定事業者が否かに関わらず、省エネ法第4条の規定により「エネルギーの使用の合理化に関する基本方針」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下、「判断基準」という。）」に留意して、エネルギーの使用の合理化に努めていただくこととなります。

2. 特定連鎖化事業者の指定について

【Q2-1】 特定連鎖化事業者として指定を受ける必要があるのは、どのような事業者でしょうか？

【A2-1】 フランチャイズチェーン事業などにおいて、以下の条件を満たしており、かつ、本部と加盟店のエネルギー使用量（原油換算値）を合計して 1,500kl/年以上であれば、その本部が特定連鎖化事業者として指定を受けます。

<条件>

本部と加盟店との契約における約款において、以下の1及び2の双方の事項を満たしていること。

1. 加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告を加盟店から本部にさせることができること
2. 以下のいずれかを指定していること
 - ① 空調調和設備の構成機種、性能又は使用方法
 - ② 冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - ③ 照明に係る機種、性能又は使用方法
 - ④ 加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

また、本部が定めた方針又は行動規範、マニュアルを遵守すべき定めが約款に規定されている場合は、それら又は約款に1及び2の条件が規定されている場合についても同様の扱いとします。

【Q2-2】 フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A2-1】に示した条件を満たしている場合、その本部はエネルギー使用量をどの範囲まで把握しなければならぬのでしょうか？

【A2-2】 本部が設置している工場等（例：本部、工場、配送センター、直営店）のエネルギー使用量を把握するとともに、フランチャイズチェーン事業などに加盟する者が設置している当該事業に係る工場等（加盟店）のエネルギー使用量を把握する必要があります。

【Q2-3】 フランチャイズチェーン事業などにおける本部と加盟店との約款が【A2-1】に示した条件を満たしている場合であって、その本部自らが設置している工場等のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl/年以上の場合に ついては、特定連鎖化事業者だけでなく、特定事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？

【A2-3】 特定連鎖化事業者のみの指定を受けることとなります。

【Q2-4】 A社が行うフランチャイズチェーン事業における加盟店（B社）との約款が【A2-1】に示した条件を満たしており、B社が設置している店舗が複数あります。当該事業におけるB社の店舗だけで年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kl/年以上になる見込みですが、この場合、B社は特定事業者の指定を受けなければならないでしょうか？

【A2-4】 はい、そのとおりです。この場合、B社は特定事業者として指定を受けるとともに、A社の加盟店として、A社の事業の加盟店にかかるエネルギー使用量を、A社に対し約款に基づき報告する必要があります。

【Q2-5】 複数のフランチャイズチェーン事業を行っており、いずれも【A2-1】に示した条件を満たしている場合、その本部は複数の特定連鎖化事業者として指定を受けなければならないのでしょうか？

【A2-5】 複数の事業について一括して指定を受けることとなりますので、複数の指定を受ける必要はありません。

3. エネルギー管理者統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について

【Q3-1】 エネルギー管理統括者は、どのような者を選任しなければならないのですか？
【A3-1】 事業経営の一環として、事業者が設置している全工場等につき鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る方、原則として役員等の役職に就いている方を選任いただく必要があります。例えば、財務担当や情報担当といった担当役員が選かれていますように、エネルギー担当といった役員を設置し、その任に当たらせることも一案として考えられます。なお、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者といった資格の要件はありません。

【Q3-2】 エネルギー管理統括者は、どのような役割を担っているのでしょうか？
【A3-2】 ①エネルギーを消費する設備やエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設及び改造又は撤去の決定、②定期報告書や中長期計画等の作成事務、③エネルギー管理指定工場等を設置している事業者にとっては、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任、指図に関することが役割として挙げられます。

【Q3-3】 エネルギー企画推進者は、どのような者を選任しなければならないのですか？

【A3-3】 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者の中から選任いただく必要があります。

【Q3-4】 エネルギー企画推進者は、どのような役割を担っているのでしょうか？

【A3-4】 エネルギー管理統括者の職務を実務面から支え、補佐することが役割となります。

【Q3-5】 エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者は、本社で常勤している者でないことと選任できないのでしょうか？

【A3-5】 必ずしも本社で常勤していない方であっても、エネルギー管理統括者及びエネルギー企画推進者の役割を担うことができる方であれば、選任できます。

【Q3-6】 エネルギー企画推進者を、エネルギー管理者、あるいはエネルギー管理員と兼任することは可能でしょうか？

【A3-6】 原則不可能ですが、条件をつけた上で兼任を認める方向で現在検討中です。

4. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について

【Q4-1】 テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどのような範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか？

【A4-1】 オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について届ける必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて届ける必要があります。

【Q4-2】 エネルギー管理権原を有しているとはどのような状況を用いるのでしょうか？

【A4-2】 ①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。

【Q4-3】 テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよいのでしょうか？

【A4-3】 テナント専用部のエネルギー使用量は、オーナーからテナント毎に伝えることが重要であり、オーナーは可能な範囲で対応することが望まれます。なお、テナント専用部のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されている場合が多いことから、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行うてもよいこととします。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合には、テナントのみで推計して届出してもよいこととします。

【Q4-4】 テナント専用部における推計手法とはどのような手法が考えられますか？

【A4-4】 推計手法はあくまで事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な計算方法を選択することとなります。空調エネルギーにおける推計手法として考えられるものは、

- ①テナントの活動情報を考慮して算分する手法
 - ②テナントの面積を用いて算分する手法
 - ③推計ツールを活用し推計する手法
 - ④類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する手法
- などが考えられます。

推計ツールは、財団法人省エネルギーセンターのホームページに公表しております。

【省エネルギーセンターホームページURL】

<http://www.eccj.or.jp/bldg-actool/index.html>

【Q4-5】 区分所有のビルであって、オーナーが複数の場合は、どの範囲のエネルギー使用量を届出ることになりますか。

区分所有している区画ごとにエネルギー使用量を把握し、各オーナーから届け

なることから、事業者全体において鳥瞰的なエネルギー管理を行い得るエネルギー管理統括者（及びそれを補佐するエネルギー管理企画推進者）が作成を担当することとなります。

6. 判断基準について

【Q6-1】判断基準の変更はありますか？

【A6-1】はい。今回の改正により業務部門の事業者が多く対象となることが予想され、その便宜を図るため、判断基準の構成を、①基準等に関するものと、②工場等に関するものとに分けて規定します。また、①、②に共通する事項として、事業者が統括的に取り組むべき事項を新たに追加します。

【Q6-2】判断基準に記載されている、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%改善するという努力目標は、工場等ごとに取り組むものでしょうか。

【A6-2】この努力目標は、設置している工場等ごとにかかってくるのではなく、事業者全体で取り組んでいただくものとなります。

7. その他

【Q7-1】改正省エネ法にかかる説明会を行う予定はありますか？

【A7-1】各経済産業局で開催しております。詳細は、各経済産業局のホームページ又は資源エネルギー庁ホームページでご確認ください。

【資源エネルギー庁ホームページURL】

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

【Q7-2】改正省エネ法の運用に係る詳細な内容は、いつ・どのような形で情報入手できますか？

【A7-2】資源エネルギー庁のホームページにおいて、トピックス「平成20年度省エネ法改正の概要」のページにパンフレット等を掲載しております。その他の運用に係る内容につきましては、適宜ホームページに掲載いたします。

【資源エネルギー庁ホームページURL】

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

【Q7-3】政令・省令・告示はいつ公布されましたか？

【A7-3】政令につきましては平成21年3月18日、省令及び告示につきましては平成21年3月31日に公布されました。

出ていただく必要があります。また、区分所有している区画以外の共用部分については、区分所有者で協議の上、1者から共用部全体を届け出ていただく必要があります。

5. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書について

【Q5-1】エネルギー使用状況届出書等の提出時期はいつ頃ですか？

【A5-1】エネルギー使用状況届出書は5月末、定期報告書及び中長期計画書は7月末日にご提出いただくこととなります。なお、法改正導入の初年度となる平成22年度については、経過措置を設け、エネルギー使用状況届出書は7月末、定期報告書及び中長期計画書は11月末までとなります。

【Q5-2】エネルギー使用状況届出書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【A5-2】本社の所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。また、登記簿上の本店と、実質的な本社機能のある事務所（事業者全体のエネルギー管理の状況について把握し、管理体制の整備等を行い得る事務所）の所在地が異なる場合は、実質的な本社機能のある事務所を所在地を管轄する経済産業局に提出することとなります。

【Q5-3】定期報告書、中長期計画書はどこに提出すればよろしいでしょうか？

【A5-3】経済産業局及び各事業を所管している省庁の地方支分部局（いずれも本社の所在地を管轄する局）となります。

なお、複数事業を行っている場合には、各事業を所管している省庁の地方支分部局ごとに提出が必要となります。

【Q5-4】定期報告書につき、エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要がありますか？

【A5-4】エネルギー管理指定工場ごとに提出する必要はありませんが、事業者全体の定期報告書の内訳としてエネルギー管理指定工場の定期報告書を添付いただくこととなります。

【Q5-5】中長期計画書を作成するにあたり、参画証明書は必要ですか？

【A5-5】今回の省エネ法改正では、中長期計画書の作成におけるエネルギー管理士の参画要件はありません。よって、平成22年度以降はこれまでのような参画証明書は不要となります。これは、事業者全体の中長期計画書を作成する際、これまでの現場におけるエネルギー管理の知見以上に経営戦略上の視点が必要と

【Q7-4】 今回の省エネ法改正のもうひとつの柱である「住宅・建築物」にかかる措置の改正内容についての問い合わせ先はどこですか？

【A7-4】 国土交通省住宅局住宅生産課 TEL 03-5253-8111（内線 39-428）になります。